

▶▶ ひとり親家庭への支援

▶▶ 児童扶養手当

問 子ども家庭課 ☎22-8220

父母の離別などによるひとり親家庭で、児童(18歳到達後最初の3月31日まで、または20歳未満の一定程度の障がいの状態にあるお子さん)を養育している方に支給される手当です。所得制限があります。手当を受け取るためには申請が必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。

支給額(児童1人あたり) 全部支給の場合

対象児童	手当月額
1人目(本体額)	44,140円
2人目の加算額	10,420円
3人目以降の加算額	6,250円

※ご本人または同居の親族の所得が一定以上ある場合、支給額が減額されたり、0円になる場合があります。

▶▶ 入学支度金

問 子ども家庭課 ☎22-8220

所得税非課税世帯を対象に、小・中学校への入学準備金として、10,000円を支給します。

▶▶ 自立支援教育訓練給付金

問 子ども家庭課 ☎22-8220

ホームヘルパー講座など指定された教育訓練講座を受講する場合に受講料の60%に相当する額(上限20万円、下限1万2千円)を支給します。受講の前にご相談ください。

▶▶ ひとり親家庭の医療費の助成

問 保険年金課 ☎22-8151

ひとり親家庭の方を対象に医療費の助成を行っています。詳しくは24ページをご覧ください。



\\ 子どもと遊ぼう //

親は膝を曲げて座ります(体操座り)。子どもを膝のてっぺんに座らせ、親の足先に向けて滑らせます。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

▶ 高等職業訓練給付金

問 子ども家庭課 ☎22-8220

高等技能訓練促進費

看護師や介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、母子家庭高等技能訓練促進費を支給します。

入学支援修了一時金

高等技能訓練促進費の支給対象者が対象資格にかかる養成訓練を修了した場合に一時金を支給します。

▶ 学習支援

問 福祉課 ☎22-8118

小中学生を対象とし、個別指導による学習支援を行います。登録が必要です。

▶ 家庭生活支援員派遣

問 子ども家庭課 ☎22-8220

技能習得のための通学、就職活動、疾病、出産、冠婚葬祭などにより、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭などに支援員を派遣します。登録が必要です。

▶ 母子家庭への支援

問 子ども家庭課 ☎22-8220

母子生活支援施設

18歳未満の子どもがいる母子家庭で、生活が不安定であったり、住宅事情などで子どもに十分な養育環境が与えられない場合、母子で入所できる施設です。指導員が生活するうえでのさまざまな相談や支援を行っています。入所に際しては審査があり、所得に応じた費用負担があります。

福祉資金貸付

ひとり親世帯や寡婦の人の生活の安定と向上のため、就学支度、修学資金、住宅資金などを低利または無利子で借りることができます。各種資金の情報提供とともに、利用者に適した相談と貸付を行います。

